

第1条 この契約における給食業務（以下「給食」という。）とは、別に定める給食業務仕様書に従って実施される、福島県会津児童相談所（以下「児童相談所」という。）における一時保護児童及び当所職員等の給食における技術提供をいう。

第2条 乙は、この契約に基づく給食が甲の行う児童の一時保護の一環を担う業務であることを認識し、保健衛生及び栄養の確保に万全の意を用いなければならない。

第3条 甲は、乙に対して本業務委託の対価として委託料年額 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円）を支払うものとし、その支払い方法は次の月額によるものとする。

月額 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円）

ただし、給食を提供しない日がある場合には、本条に定める月額から、1日当たり次の金額を減額するものとし、請求書に積算を明示するものとする。

日額 円（消費税込）

2 乙は、当月分の委託料について翌月10日までに甲に請求書を提出するものとし、甲は、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

第4条 甲は、正当な理由なく前条第2項の期間内に契約金額の全部又は一部を支払うことができないときは、期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じて当該未払代金に対して年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数は切り捨てる。）を支払うものとする。

第5条 甲は、乙に対し、給食を行うのに必要な施設、備品、器具等は無償で使用させるものとする。

2 甲は、前項の規定による施設、備品、器具等を、名称、品質、規格形式及び数量を記載した目録によって貸付けるものとする。

第6条 乙は、前条の規定によって借用した施設、備品、器具等を善良なる管理者の注意を持って使用し、清潔の保持、整理整頓、火災防止について責任を負うものとする。

2 乙は、前項の規定によって借用した施設、備品、器具等を故意又は重大な過失によって滅失又は損壊したときは、その実費を甲に弁償するものとする。

第7条 乙は、第5条の規定によって借用した施設、備品、器具等を改造又は変更することができない。ただし、甲の承認を受けたときはこの限りではない。

2 乙は、甲の承認を受けて借用した施設、備品、器具等を改造又は変更するための費用及び契約期間が満了したとき又は契約を解除するときに現状に復帰するための費用をすべて負担するものとする。

第8条 乙は、契約期間が満了したとき又は契約を解除するときは、第5条の規定によって借用した施設、備品、器具等を速やかに甲に返還するものとする。

第9条 乙は、第3条に規定する委託料を次の各号に掲げる経費に充当するものとする。

- 一 乙の従業員の人件費及びこれに伴う労務費
- 二 乙の従業員の保健衛生費
- 三 乙の従業員の被服費
- 四 電話、事務用品、官公庁等手続き及び一般管理費

第10条 甲は、次の各号に掲げる経費を負担するものとする。

- 一 給食施設（厨房、休憩室、食品庫、専用便所等）の維持費
- 二 備品、器具等設備の補修費
- 三 電気、ガス、水道等の光熱水費
- 四 給食のために必要とする消耗品費
- 五 給食に必要な賄材料費

第11条 乙は、給食のために乙の雇用する従業員を配置するものとする。

- 2 配置する人数については、給食に支障を生じない人数とする。
- 3 乙は、給食のための従業員を配置したときは、速やかにその氏名、年齢、住所等を文書により甲に通知するものとし、その配置替えをしたときも同様とする。

第12条 甲は、乙の配置した従業員が給食を行うことについて不相当であると認めるときは、乙と協議のうえ必要な措置をとるものとする。

第13条 乙は、朝食、昼食、夕食を毎日給食するものとする。

第14条 乙は、給食を実施するについての予定献立表を作成するものとし、1週分をその前週の金曜日の正午までに甲に提出し、承認を受けるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により承認を受けた予定献立表に基づいて毎日の給食を行うものとする。
- 3 甲又は乙がやむを得ない事由によって予定献立表の内容を変更しようとするときは、甲、乙協議のうえ適切に対処するものとする。
- 4 甲は、保健衛生上必要と認めるときは、乙の了承を得て、原材料及び食品保管庫等の検査ができるものとする。

第15条 乙が行う給食は、概ね次の時間に喫食できるように業務を行わなければならない。

朝食	午前	7時30分
昼食	正午	12時00分
夕食	午後	5時30分

第16条 乙が給食を行うときの給食材料費は、両者の協議により、次の基準によるものとする。

朝食	1食当たり	円（消費税込）
昼食	1食当たり	円（消費税込）
夕食	1食当たり	円（消費税込）

- 2 前項に規定する金額については、経済情勢その他の事由により給食が困難となった

ときには、甲、乙協議して変更することができる。

- 3 甲は、給食に要する給食材料費を乙に支払うものとする。
- 4 乙は、当月初日から末日までの給食材料費について翌月10日までに甲に請求書を提出するものとし、甲は、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。
- 5 本契約に定める給食材料費については、児童相談所に勤務する職員から注文のあったそれぞれの給食について準用するものとする。

第17条 乙は、甲の指示する給食以外の調理給食を行ってはならない。

第18条 乙は、給食の食事数については、甲の通知によって行うものとする。

- 2 甲は、前項に規定する食事数の通知については、給食業務仕様書に定める乙の従業員の勤務時間に対する十分な配慮をもって行うものとし、乙は、誠意をもってこれに対応するものとする。

第19条 乙は、乙の従業員が給食を行うための安全及び衛生については、その責任において万全を期するものとする。

- 2 乙は、労働基準法及び衛生関係法令を遵守するとともに、関係機関の指導及び検査、診断については、これを受けてその指示に従わなければならない。

第20条 乙は、乙の従業員を児童相談所内において給食に従事させるときは、次の各号に掲げる事項について、責任を持って励行させるものとする。

- 一 給食に専念し、甲の一時保護業務に支障が生じないようにすること。
- 二 甲の業務が児童の一時保護であることを認識し、児童の人権に関して良識ある言動をとること。

第21条 乙は、給食に由来する食中毒又は法定伝染病が発生したときは、速やかに甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による通知があったときは、乙及び関係官公庁と連絡協議して、保健福祉事務所等の指導に従って速やかに必要な措置をとるものとする。
- 3 乙の重大な過失によって給食に由来する食中毒又は法定伝染病が発生したときは、乙は誠意をもって賠償の責に任ずるものとする。この場合、その原因等については関係官公庁の判断に基づくものとする。

第22条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、継承させ、又は担保に供してはならない。

第23条 乙は、この契約による給食を第三者に請け負わせ又は委託してはならない。

第24条 甲又は乙が、契約期間中においてこの契約の解約をし又はこの契約内容の一部もしくは全部を改訂しようとするときは、1か月前に相手方に申し出て、甲、乙双方が誠意をもって協議して決定するものとする。

第25条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、いつでも契約の全部又は一部

を解除することができる。

- 一 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 二 履行期限までに委託業務が完了しないとき又は委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- 三 乙が第22条の規定に違反したとき。
- 四 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他の経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 五 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。
- 六 前四号の一に該当する場合を除く他、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないと甲が認めるとき。

第26条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
 - 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第7

- 5号)の規定により選任された破産管財人
- 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第27条 甲は、この契約に関し乙が次の各号の一に該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。

ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

第28条 乙は、給食を行うために個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

第29条 甲及び乙は、この契約に規定されていない事項又はこの契約の条項についての疑義については、甲、乙双方が誠意を持って協議し決定するものとする。

第30条 前条の規定による協議が整わない場合の他、この契約に関する一切の紛争に関しては甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。